

秋田市電子入札システム運用基準

(建設工事およびそれに係る業務委託)

1 趣旨

この運用基準は、秋田市（秋田市上下水道局を含む。以下同じ。）が発注する建設工事およびそれに係る業務委託において秋田市財務規則第112条の2に規定する電子入札の方法について必要な事項を定めるものです。

なお、本運用基準に定めのない事項については、従来どおりの規程によるものとします。

2 用語定義

この運用基準において用いる用語の定義は次のとおりです。

(1) 電子入札システム

秋田市の入札事務を処理する情報処理システムをいいます。

(2) 電子入札

電子入札システムにおいて、電磁的記録の送受信により行う入札（見積）をいいます。

(3) 紙入札

紙に記載した入札（見積）書を使用して行う入札（見積）をいいます。

(4) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書格納しているカードをいいます。

(5) 電子くじ

入札参加者が任意に入力した数値を基に演算式により、電子入札システムがくじ引きを行い、落札者等を決定する仕組みをいいます。

(6) 入札情報サービス

秋田市がインターネット上に提供する入札に関する情報サービスをいいます。

(7) ヘルプデスク

電子入札システムについて、利用方法や操作方法などの問い合わせに対応するために設置する窓口をいいます。

(8) 業者番号

秋田市の建設業者等級格付名簿又は測量等有資格業者名簿に登録されている

る者（以下「秋田市の登録業者」という。）に対し、秋田市が付番した番号をいいます。

(9) 案件

電子入札の対象となる入札（見積）案件をいいます。

(10) 市の休日

秋田市の休日を定める条例（平成元年条例第32号）第1条第1項に規定する市の休日をいいます。

3 電子入札システムのログイン情報について

電子入札システムへ参加する場合には、ログイン情報（業者番号等）が必要になります。

ログイン情報は、秋田市の建設業者等級格付名簿又は測量等有資格業者名簿登載された後に、秋田市から通知します。

なお、紛失した場合は、秋田市電子入札システムIDパスワード（ログイン情報）再発行申請書の提出によって再交付するものとします。

4 運用時間

電子入札システム、入札情報サービスおよびヘルプデスクの運用時間は、次の時間帯とします。なお、(1)および(3)については、市の休日を除きます。ただし、時間内であっても、それぞれの保守や点検等により停止することがあります。

(1) 電子入札システム 8:30～20:00

(2) 入札情報サービス 24時間

(3) ヘルプデスク 9:00～17:30（12:00～13:00を除く。）

5 電子入札システムを利用できる者

電子入札システムの利用者は、秋田市の登録業者で、かつ電子入札システム利用者登録が完了した者とします。

6 利用者登録

(1) 電子入札システムを利用しようとする者は、業者番号およびICカードを用いて電子入札システムへ利用者登録を行わなければなりません。

(2) 電子入札システムの利用者は、利用者登録の内容に変更が生じたときは、入札参加資格審査申請書変更届を契約課に提出し、併せて、電子入札システムを利用して利用者登録の変更を速やかに行わなければなりません。

7 ICカード

- (1) ICカードの名義は、秋田市の登録業者の代表者又は受任者を設けている場合は受任者の名義としてください。ただし、建設工事共同企業体（JV）の場合は、代表構成員が電子入札システムに登録しているカードを使用するものとします。
- (2) 秋田市は、入札参加者がICカードを不正に使用したことが落札後に判明した場合は、契約締結をしないことができ、契約締結後に判明した場合は、契約を解除することができるものとします。
- (3) 入札参加者はICカードが失効、閉塞又は破損した場合に備えて、予備の同一人名義のICカードを準備するよう努めてください。

8 入札案件のお知らせ

(1) 案件について

全ての入札案件は、入札情報サービスでお知らせします。電子入札又は紙入札による案件かどうかを、入札情報サービスの中に表示します。電子入札の対象となる案件は、秋田市が入札方法を電子入札とすることを決定したものとします。

(2) 案件登録事項

次に掲げる事項を電子入札システムに登録するものとします。

ア 案件名、場所、施工期限又は履行期限等の案件概要

イ 入札方式、その他電子入札の実施に係る期間や日時等

9 予定価格等

公表する予定価格、最低制限価格および低入札調査基準価格は、消費税および地方消費税を除く金額とします。

10 錯誤等による内容変更および入札の中止

案件のお知らせ後、案件情報の内容に錯誤等が認められた場合は、次により案件の中止等の処理を行います。

- (1) 入札参加申込の締切り前においては、原則、その案件を中止としますが、軽微な変更の場合は、案件情報の修正を行い、入札情報サービス等でその旨をお知らせします。なお、入札期間などの日時変更については電子入札システム上で関係者に通知します。
- (2) 入札書提出開始以後においては、その案件を中止とします。案件の再登録を行います。なお、開札予定日時を延期する必要があるときは、入札参加者に対して、速やかにその旨を連絡します。

11 設計図書に対する質問および回答

設計図書に対する質問は、発注担当課宛に電子メールで行うこととします。回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関し、質問者の権利、競争性の地位、その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、秋田市ホームページへ掲載します。

12 入札参加申込書等の提出

電子入札に参加しようとする者は、参加に必要な書類を、それぞれ所定の提出期限までに提出しなければなりません。なお、締切時刻は、電子入札システムで使用している時刻によるものとします。

- (1) 入札参加申込締切日時までに、入札参加申込書を添付の上、入札参加を申込まなければなりません。
- (2) 入札書提出締切日時までに内訳書を添付の上、入札書を提出しなければなりません。また、設計金額3千万円以上の建設工事の入札参加者は、併せて見積内訳明細書を提出してください。
- (3) 公募型指名競争入札および総合評価落札方式による案件などでは、原則として、紙による必要書類の提出を求めます。案件ごとのお知らせで提出書類や提出方法を指定します。

13 電子ファイルの作成基準

電子ファイルでの提出を求める添付書類等の作成に使用するアプリケーションソフトおよび保存するファイルの形式は、次に掲げるものとします。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないものとします。

- (1) 形式については次のとおりです。
 - ア Microsoft Word (.docx、.docm)
 - イ Microsoft Excel(.xlsx、.xlsm)
 - ウ PDF(Acrobat5.0以降) (.pdf)

(2) 圧縮方法の指定

圧縮ファイルを利用する場合における圧縮形式は、ZIP形式に限るものとします。この場合において、パスワード付きの形式は、使用しないでください。

(3) 持参による提出基準

添付書類の容量が5MBを超える場合には、原則として紙又はCD等の電子媒体の持参により提出するものとします。

(4) 添付書類の無害化

入札参加者から提出された添付書類に対し無害化処理を行い、マクロ等を除去します。マクロ等を除去することで、正しく表示されない可能性のある添付書類やパスワード付のZIPファイルを添付した場合は、当該入札参加者のした入札を無効とすることができるものとします。なお、関数による計算式は利用可能です。

14 ウイルス対策

入札参加者は、コンピュータウイルスに感染しないようウイルス対策用のアプリケーションを導入するなどの対策をしなければなりません。

なお、ウイルス対策用のアプリケーションは、常に最新のパターンファイルを適用し、ウイルス感染チェックを行ってください。

入札参加者から提出された電子ファイルにウイルス感染が判明した場合は、次の各号のとおり対策を講じるものとします。

- (1) 秋田市は、直ちに電子入札システムの閲覧等を中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議します。
- (2) 電子ファイルによる再提出は、入札参加者において完全なウイルス駆除が行われたと判断される場合に限り認めます。

15 連絡事項

- (1) 電子入札の手続に関する情報提供を行う必要があるときは、入札情報サービス又は秋田市ホームページ等で提供するものとします。
- (2) 入札参加希望者又は入札参加者が前号の情報を閲覧しなかったことにより被った不利益についての異議は一切認めないものとします。

16 システム障害時の対応

電子入札システムに生じた障害、天災、広域的停電等のために電子入札システムを使用することができないときは、入札の延期、紙入札への移行等、必要な処置を講じます。その場合は、秋田市ホームページ等で入札参加者に連絡します。

17 電子入札案件において紙入札を認める場合

電子入札案件において、例外的に紙入札により参加ができる場合は、次に掲げる場合とします。なお、紙により入札参加をしようとする者は、あらかじめ紙入札参加承諾願を書面で契約課に提出し、承諾を得なければなりません。

- (1) 入札参加者側のシステム障害等により、電子入札の続行が不可能と認められる場合
- (2) 登録してある I C カードが失効又は破損等で使用できなくなり、I C カードの再取得を準備している場合
- (3) 名称、代表者等の変更により I C カードの再取得を準備している場合
- (4) 前号の場合のほか、入札に参加する者にやむを得ない事由があると認められ、かつ入札手続に支障がない場合

18 紙入札の取扱い

電子入札案件において、紙入札により参加する場合、紙入札参加承諾書により次の各号の条件を付すこととします。また、紙入札参加承諾願を提出した後の、当該案件の電子入札への変更は認められません。なお、紙入札参加承諾願が提出されるまでの間に、すでに電子入札システムにより受信した入札参加申込書等がある場合には、それらは有効なものとしします。

- (1) 入札書等を指定した日時および場所へ持参すること。
- (2) 入札書の下部の余白に、電子くじで使用する任意の 3 桁の数字を記載すること。
- (3) 入札書の入札金額および電子くじで使用する番号については、契約課職員が入札者に代わって電子入札システムに入力すること。

19 入札書の書換え又は引換え

電子入札システムにより一旦提出された入札書の書換え又は引換えは認められません。また、紙入札により電子入札案件に参加した場合も同様です。

20 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出期限前で、かつ入札書を送信するまでの間に限り、辞退届を送信して辞退することができます。また、入札書提出締切日時までに電子入札システムによる入札書の送信がなく、かつ、辞退届の送信もない入札参加者については、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退したものとみなします。

21 開札について

(1) 開札日等の設定

入札書の提出を電子入札システムで行う場合の開札日は、原則として入札書送付期限の翌日とします。ただし、入札書送付期限が市の休日の前日の場合は、市の休日の翌日とします。

(2) 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時に行います。紙入札を行った者がいる場合は、入札執行者の入札執行の宣言後、当該紙入札をおこなった者の入札書の記載金額およびくじ番号を電子入札システムに登録してから開札を行います。なお、くじ番号を記載していない場合は、くじ番号を「111」とします。

(3) くじの実施

落札となるべき同価格の入札をした者が2社以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、原則として、電子くじを実施します。入札参加者は、電子くじによる落札者等の決定方法に同意の上、入札しているものとし、電子くじの結果に異議を申し立てることはできないものとします。

なお、電子くじによって落札者等を決定する際に入力する3桁のくじ番号は、入札書において入札参加者が指定するものとします。

(4) 開札時の立会い

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8の第2項の規定により開札時の立会いは不要とします。入札参加者で傍聴の希望がある場合は開札日の前日までに契約課までお知らせください。

(5) 開札の延期

談合情報等で開札を延期する場合は、入札書を提出している参加者全員に、電子メール等により、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知します。

(6) 開札の中止

談合情報等により開札を中止する場合は、入札書を開封せずに、入札書を提出している参加者全員に、電子メール等で開札を中止する旨を通知します。

(7) 入札書提出後の辞退

電子入札システムで入札書を提出した後、その開札日時までの間に入札参加者が入札辞退届を書面により提出し、辞退を申し入れてきた場合には、これを認めるものとします。なお、当該業者の辞退処理は、発注者の権限で行います。ただし、開札処理後の辞退は理由の如何にかかわらず一切認められません。

(8) 落札の通知

落札者を決定したときは、電子入札システムで全ての入札参加者に対して落札者決定通知書により通知します。

22 年度途中の格付け変更について

経営事項審査の結果を毎年出していただくことで、前月と当月の格付けが変

わる場合があります。格付けの変更があったときは、次のとおり取扱います。

(1) 要件付一般競争入札・公募型指名競争入札

参加できる案件は、当該案件の「入札参加申込期限日」の格付けによるものとします。

(2) 指名競争入札

指名の対象業者は、「指名日」の格付けによります。

23 開札結果の公表

開札後、入札情報サービスにおいて、案件ごとの入札参加者の入札金額、落札者および落札金額等を公表します。なお、総合評価落札方式など案件によっては落札決定までに日数を要します。

24 入札参加者および入札に参加しようとする者の責任

電子入札において、入札書等は送信データが電子入札システムサーバに到着した時点で提出されたものとします。入札参加者が電子入札システム利用者の場合、入札参加申込書、入札書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等してください。

なお、提出後「受付票」又は「送信完了画面」が表示されない場合は、正常に送信データが到着していない恐れがあるので、再度処理を行い、それでも「受付票」又は「送信完了画面」が表示されないときは、契約課に連絡してください。

25 ヘルプデスク

操作方法など電子入札システムに関する問い合わせは、システム開発および保守業務の受託者で運営しているヘルプデスクにおいて受付・回答を行います。ただし、入札制度や電子入札に関する問い合わせは、契約課を窓口とします。

附 則

- 1 この運用基準は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 秋田市電子入札システム運用基準（建設工事およびそれに係る業務委託）（平成17年4月1日施行）は廃止する。